

「家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令等案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年11月14日
農林水産省消費・安全局

この度、「家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令等案について」、令和5年9月1日から9月30日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、2名の方から御意見が寄せられました。

お寄せいただいた主な御意見及びそれに対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、本件につきましては、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について」についてはパブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別紙2及び3のとおり当該省令等の一部改正を行うこととしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
電話：03-3502-5994